

小野町一般廃棄物最終処分場の再搬入計画を容認しないことを求める意見書

株式会社ウイズウェイストジャパンは、小野町に設置した一般廃棄物最終処分場小野ウェイストパークへの再搬入を行うべく、本年5月17日に本市に対し、福島県へ廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第1項の規定に基づく変更許可申請書を今後提出する旨、報告がなされたところである。

当該処分場については、本市の主要な水道水源の上流域に立地し、市民に大きな不安を与える存在であることから、これまで本市議会として操業開始前の平成7年12月定例会において、水道水源の安全性確保に係る請願を採択し、水道水源の安全性確保を求める意見書を可決するとともに、埋立容量の増量に係る軽微変更届出書の県への提出を受けて、平成19年3月定例会において、小野町一般廃棄物最終処分場に係る埋立容量の変更に対する決議を可決したところである。

また、平成26年7月に事業者から嵩上げ及び再搬入計画が提起された際には、平成27年2月定例会において、小野町一般廃棄物最終処分場に係る嵩上げ計画を容認しないことを求める意見書を可決するとともに、平成28年5月に小野町主催による嵩上げ及び再搬入計画に係る住民説明会が開催された際には、平成28年7月定例会において、小野町として小野ウェイストパークに係る嵩上げ及び再搬入計画を容認しない姿勢を表明することを求める意見書を可決し、小野町に対し当該計画を容認することなく、当該処分場の廃止に向けた対応を強く要望したところである。

そもそも当該処分場については、水道水源の安全性を確保する観点などから、当初計画していた埋立容量を約3分の2に縮小した経緯があるほか、これまで搬入された主な廃棄物が関東圏から排出されたものであることなどを踏まえれば、再搬入計画は決して認めることができないものである。

よって、福島県及び小野町においては、今回の再搬入計画を容認することなく、当該処分場の廃止に向けて対応するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和元年6月27日

福島県知事 内堀雅雄様
小野町長 大和田昭様

いわき市議会議長 菅波健